別紙2

優先給電ルールの考え方について

平成28年7月21日九州電力株式会社

1.優先給電ルールとは

- 0 平成28年4月のライセンス制導入に伴う、一般送配電事業者による下げ調整力不足時の対応が明確となりました。
- 0 具体的には、九州地区全体で再工ネを含めた供給力が需要を上回った際に、優先給電ルールに基づき、電源 (一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機及び揚水式発電機)と電源 (一般送配電事業者からオンラインで調整できる発電機及び揚水式発電機)である、自社火力の抑制や揚水運転等を行います。
- 次に、電源 (一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機)である、九州地区にある旧新電力の火力やバイオマス等の出力を抑制し、連系線の活用(長周期広域周波数調整)を行った上で、太陽光や風力の出力制御を行うこととなります。
- この抑制に関する条件や順番を定めたものを優先給電ルール として国の審議会等で議論され、電力広域的運営推進機関において整備されました。

- 0 電源 (一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機及び揚水式 発電機)の出力の抑制と揚水運転 電源 (一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機及び揚水式 発電機)の出力の抑制と揚水運転
- 1 電源 (一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等の発電機(バイオマス混焼等含む)及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機)の出力の抑制と揚水運転
- 2 長周期広域周波数調整(連系線を活用した九州地区外への供給)
- 3 バイオマス専焼の抑制
- 4 地域資源バイオマスの抑制
- 5 自然変動電源の抑制
 - ・太陽光、風力の出力制御
- 6 業務規程第111条(電力広域的運営推進機関)に基づく措置 ?
- 7 長期固定電源の抑制
 - ・原子力、水力、地熱が対象
- 1: 燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力の抑制が困難な場合(緊急時は除く)は抑制対象外
- 2: 電力広域的運営推進機関の指示による融通

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針

2. 出力の抑制等を行う順番(2)

- 0 一般送配電事業者である当社は、九州地区の需要に対し、電気の供給力が余剰になる と見込まれる場合に供給力の抑制を行いますが、その際の抑制順番が整備されました。 (電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 第173条、第174条、第175条)
- 3 当社から直接、運転制御ができる火力(現時点では当社の火力)について、出力を抑制するとともに、揚水発電の動力運転を行います。(電源と電源の抑制等)
- 0 当社から直接、運転制御できない火力(九州地区にある発電事業者の火力等)やバイオマスについても、出力の抑制に応じていただく必要があります。〔電源 の抑制等〕 バイオマスについては、省令改正(H27.1.26)により、地域資源バイオマスやバイオマス専焼など、きめ細かく出力の抑制順番が定められております。
- ・ 長周期広域周波数調整とは、関門連系線を通じて、連系線空容量の範囲内で九州域外 エリアに最大限供給するものであり、電力広域的運営推進機関の斡旋に基づき発動される ものです。
- 0 上記の対応を講じたとしてもなお、九州エリア内の電気の供給力がその需要量を上回ることが見込まれる場合に、太陽光・風力の出力制御を行います。